

令和6年度 沖縄市地域密着型サービス事業所集団指導



定期巡回・随時対応型
訪問介護看護

沖縄市健康福祉部
介護保険課管理係

1



●令和6年度介護報酬改定について●

- ①身体的拘束等の適正化の推進
- ②管理者の配置要件の見直し・管理者の責務及び兼務範囲の明確化
- ③随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し
- ④基本報酬の見直し
- ⑤緊急時訪問看護加算の見直し
- ⑥ターミナルケア加算の見直し
- ⑦退院時共同指導加算の見直し
- ⑧総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ⑨認知症専門ケア加算の見直し
- ⑩口腔連携強化加算

2



①身体的拘束等の適正化の推進

社保審資料P51

赤本P443

新設

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 沖縄市独自基準
- 上記記録は**5年間**保存しなければならない。

3



身体拘束とは？

- 身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」です。
- 身体拘束は、本人の行動を、本人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。
- 緊急やむを得ない場合であっても、本人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。

（「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」より抜粋）

4



身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為の例

- ① 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやベッドから落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

あくまで例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要

5

「緊急やむを得ない場合」の要件

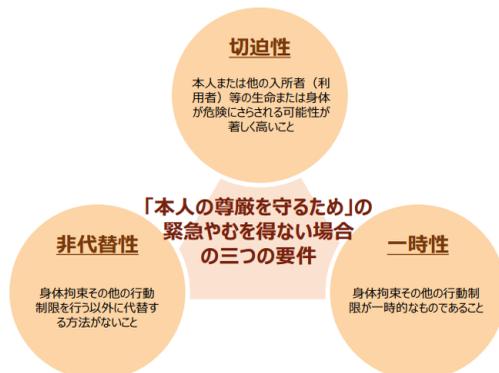
当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合

< 適正な手続きを経た身体拘束 >

- ・ 「本人の尊厳を守る」ために行う。
- ・ 「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たすかどうかを組織等で話し合い、かつ、それらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。

三つの要件をすべて満たすことが必要

本人の尊厳を守るために、切迫性、非代替性、一時性をすべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録しておくことが求められる。



三つの要件の確認は、本人の尊厳を守るためのプロセスである！

「緊急やむを得ない場合」の三つの要件を検討するにあたり、まずは本人の尊厳を守ることを第一に考える必要があります。三つの要件の確認等の手続きは、本人の尊厳を守るためのプロセスであり、身体拘束廃止・防止を目的に行うものです。

6

参考：「高齢者虐待防止の基本」（厚労省資料）より抜粋

◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 <p>など</p>
	<p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 <p>など</p>
	<p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制</p>

7



参考（厚生労働省資料）

- ・介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>



- ・高齢者虐待防止の基本

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001092088.pdf>

- ・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

8



②管理者の配置要件の見直し・管理者の責務及び兼務範囲の明確化

社保審資料P119

赤本P434

管理者の配置要件	
原則	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。
兼務できる要件	<p>①当該事業所の他の職務に従事する場合。</p> <p>②指定訪問介護、指定訪問看護又は指定夜間対応型訪問介護の指定を合わせて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業所が一体的に運営されている場合、当該一体的に運営されている他の事業所の職務に従事する場合。</p> <p>③同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。 (他の事業所、施設等の事業の内容は問わない)</p>
※当該事業所の管理業務に支障がない場合に限る。	

9



管理者業務に支障があると考えられるもの 解釈通知 (新たに例示)

- 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合
 - 併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く）
 - 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆け付けることができない体制となっている場合
- 等

10



管理者の責務

赤本P447

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行う

- ①管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- ②管理者は、事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

11



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- Vol.1 問184

<参考> (●参考資料3)

介護事業所・施設の管理者向けガイドライン

https://www.espa.or.jp/surveillance/pdf/surveillance/r01/r01_01report_img_09.pdf

12



③ 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し

社保審資料P128

赤本P430・449

沖縄市条例第32条（勤務体制の確保等）

3 前項本文の規定にかかわらず、**随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。**

13



解釈通知（勤務体制の確保等）

基準第三条の三十（沖縄市条例第32条）は、利用者に対する適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

④ 基準第三条の三十第三項（沖縄市条例第32条第3項）は、随時対応サービスに限り、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間での一体的実施ができることとしたものである。この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村・**都道府県**を越えることを妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が**確実に**確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、**あること**。全国の利用者に対する随時対応サービスを**一か所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に集約するような業務形態は想定していない。**（以下略）

14



④基本報酬の見直し

社保審資料P143

青本P553

<改定後>			
一体型事業所(※)			
介護度	介護・看護利用者	介護利用者	夜間にもみサービスを必要とする利用者(新設)
要介護1	7,946単位	5,446単位	【定額】 ・基本夜間訪問サービス費：989単位/月 【出来高】 ・定期巡回サービス費：372単位/回 ・随時訪問サービス費(Ⅰ)：567単位/回 ・随時訪問サービス費(Ⅱ)：764単位/回 (2人の訪問介護員等により訪問する場合) 注：要介護度によらない
要介護2	12,413単位	9,720単位	
要介護3	18,948単位	16,140単位	
要介護4	23,358単位	20,417単位	
要介護5	28,298単位	24,692単位	

(※) 連携型事業所も同様

15

⑤緊急時訪問看護加算の見直し

社保審資料P121

青本P562

緊急時訪問看護加算	算定要件
I (新設)	① 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 ② 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。
II (従来相当)	上記①に該当するものであること。

次に掲げる項目のうち、ア又はイを含むいずれか2項目以上を満たす必要がある。

- ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保
- イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで
- ウ 夜間対応後の歴日の休日確保
- エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫
- オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減
- カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

16



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- Vol.1 問43～問47・問51

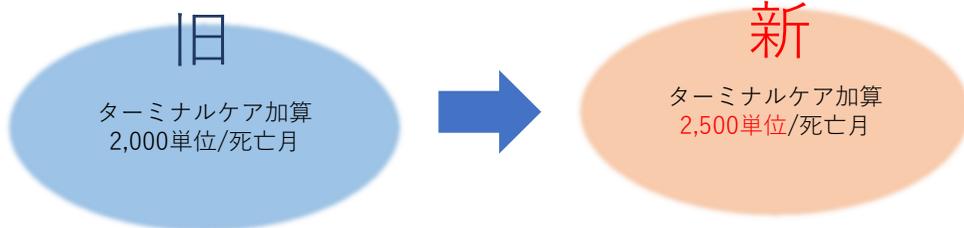
17



⑥ターミナルケア加算の見直し

社保審資料P39

青本P566



18



⑦退院時共同指導加算の見直し

社保審資料P123

青本P568

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を ~~文書により~~提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。

ただし、初回加算を算定する場合には、退院時共同指導加算は算定しない。

19



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- Vol.1 問48～問50

20



⑧総合マネジメント体制強化加算の見直し

社保審資料P13・14

青本P570

新設

算定要件 ((4)~(10)は新設)	加算 (I) : 1200単位 (新設)			加算 (II) : 800単位 (現行の1,000単位から見直し)				
	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	○	○	○	○	○	○		
(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	○	○	△	○	○	△		
(3) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること	△	○	○	△	○	○		
(4) <u>日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること</u>	○	○	○	△	△	○		
(5) <u>必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</u>	○	○	△					
(6) <u>地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること</u>	○	○	○					
(7) <u>障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること(※)</u>	事業所の特性に応じて1つ以上実施	事業所の特性に応じて1つ以上実施	○					
(8) <u>地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること</u>			事業所の特性に応じて1つ以上実施					
(9) <u>市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること</u>								
(10) <u>地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること</u>	△	△	△				△	△



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

• Vol.1 問145～問147

⑨認知症専門ケア加算の見直し

社保審資料P53

青本P574

算定要件	加算Ⅰ	加算Ⅱ
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が利用者の2分の1以上	○	
認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置	○	○
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合	○	
当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	○	○
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方が利用者の100分の20以上		○
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合		○
認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施		○
介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定		○

23



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- Vol.1 問17～問26

24



⑩口腔連携強化加算

社保審資料P81

青本P576

<新設>

- 事業所の従業者が、利用者の口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定。
- 事業所の従業者が、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科点数表のC000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書で取り決めていること。



25

ご清聴、ありがとうございました。



26